

うきは市告示第38号

平成29年第3回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成29年6月1日

うきは市長 高木 典雄

記

- 1 期 日 平成29年6月9日(金) 午前9時
 - 2 場 所 うきは市議会議場
-

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君	鏑水 英一君
熊懷 和明君	中野 義信君
佐藤 湛陽君	上野 恭子君
江藤 芳光君	伊藤 善康君
諫山 茂樹君	岩佐 達郎君
大越 秀男君	高山 敏枝君
三園三次郎君	藤田 光彦君
櫛川 正男君	

○6月12日に応招した議員

○6月13日に応招した議員

○6月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成29年6月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告(諸般の報告・行政報告)
- 日程第4 議案上程(報告第3号から報告第4号まで2件、議案第48号から議案第53号まで6件、陳情第1号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 報告第3号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第4号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第9 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(事故による損害賠償について)
- 日程第10 議案第52号 うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 陳情の委員会付託(陳情文書表)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告(諸般の報告・行政報告)
- 日程第4 議案上程(報告第3号から報告第4号まで2件、議案第48号から議案第53号まで6件、陳情第1号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 報告第3号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第4号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第9 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(事故による損害賠償について)
- 日程第10 議案第52号 うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 陳情の委員会付託（陳情文書表）

出席議員（15名）

1番 岩淵 和明君	2番 鑓水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	石井 好貴君
総務課長	楠原 康成君	会計管理者	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			安元 正徳君
生涯学習課長	瀧内 英敏君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君		

農林振興課長兼農業委員会事務局長	松尾 正和君		
うきはブランド推進課長	田籠 正規君		
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	榎藤 精二君
浮羽市民課長	山田 昭紀君	自動車学校長	高木 慎君
うきはブランド推進課参事	樋口 一郎君		
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	高瀬 将嗣君

午前9時00分開会

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（榎川 正男君） 改めましておはようございます。これより平成29年第3回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（榎川 正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に3番、熊懐和明議員、4番、中野義信議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（榎川 正男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月9日から6月19日までの11日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日6月9日から6月19日までの11日間と決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（榎川 正男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配布しています、諸般の報告の文書をごらんください。

5月10日に、うきは市土地開発公社理事会が開催されています。

以下、各会議等が開催されていますので、報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、ごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。平成29年第3回うきは市議会定例会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、常日ごろより市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まづもって御礼を申し上げます。

また、諸般の報告に入る前に、新たな自動車学校校長の紹介をさせていただきたいと思っております。6月1日付でうきは市立自動車学校校長に就任しました高木慎氏であります。

○自動車学校長（高木 慎君） 6月1日より自動車学校の学校長に就任しました高木といいます。皆さん、よろしく申し上げます。

○市長（高木 典雄君） どうかよろしくお願いを申し上げます。

本6月定例会は、条例の制定や補正予算などに関して御審議をお願いするわけではありますが、それに先立ちまして、第1回定例会閉会后、本日までの主だった事業等について報告をさせていただきます。

3月25日、「うきはの春！桜めぐり」と題したJRウオーキングが開催されました。JRうきは駅から流川桜並木、柿大将百年公園桜まつりを經由し、耳納の里、筑後吉井駅へめぐるコースにおいて約500の方が御参加をいただきました。

3月28日、浮羽町高見にありますエリソン・オニヅカ橋を、ハワイの福岡県人会御一行が訪問され、エリソン・オニヅカ氏の功績を語り継ぐ実行委員会や浮羽中学校の生徒会の皆さんで歓迎をいたしました。日系ハワイ人にとってのヒーローであるエリソン氏の功績を、うきは市民の皆さんが、今もなお後世に語り継ぐ取り組みを続けている姿に、大変感動をされておられました。

3月30日、県営藤波ダムの維持放流水を活用した再生可能エネルギーの導入として、うきは市が設置した、うきは藤波発電所の開所式を開催いたしました。福岡県内2カ所目となるこの小水力発電所に、来賓の小川県知事を初めとする関係者の方々にお集まりをいただき、式典を行うとともに、施設の見学などを行いました。当該施設は、一般家庭に換算すると年間およそ270世帯を賄う電力量を発電し、年間3,300万円の売電収入を見込んでおり、4月より運用開始をしているところであります。環境に優しい再生可能エネルギーの導入により自然豊かなうきは市の環境保全や地域資源の有効活用の取り組みを大いにPRしてまいりたいと思っております。

4月2日、白壁ホールにおいて、平成29年度うきは市消防団入退団式を実施し、昨年度より1名多い63名の方が新たに入団されました。この春は、例年より多く火災が発生しており、消防団員の皆さんには大変な御苦勞をおかけしているところでありますが、今後とも地域住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っていただくとともに、地域における消防防災のリーダー

として御活躍を期待しているところであります。

4月3日、今年度より新たに地域おこし協力隊として4名の方が着任されました。昨年度末に卒業した5名は、全員うきは市に定住し、それぞれの道を歩んでおられますが、県外各地から意欲を持った若い人材が、うきは市を選択して移住していただくということは、地方創生の観点からも大変有意義なことと感じております。今後も、まちおこしを初めとするさまざまな場面での活躍を期待しております。

4月5日、姫治山村交流センターにおいて、姫治小学校山村留学生の入所式が行われました。今年度は、福岡市、宗像市、鳥栖市、那珂川町から5人の子供たちが入所しております。これから1年間、美しい山里での生活と楽しい学校生活を過ごしていただきたいと、このように思っているところであります。

4月14日、浮羽町三春の田栄神社において、袋野隧道の完成に力を注いだ田代重栄氏の没後330年ということもあり、盛大に祭典が行われました。高低差のある筑後川から水を引くという偉業をたたえるとともに、故人をしのぶ会となりました。また同日、うきは市役所にて、群馬県下仁田町と災害時等における相互応援協定に係る締結式を行いました。これは、双方の地域で、地震、風水害等の大規模災害が発生した場合に、応急対策、復旧対策等が円滑に実施できるよう、必要な物資や資機材などの提供、輸送等に関する事項を定めたものであります。下仁田町と共同で支援を行った熊本地震の発生より1年が経過したこの日に、協定を結ぶことといたしました。

5月3日から5月7日にかけて、皿、茶器、酒器などの素朴なぬくもりが人気を集める一の瀬焼窯元6軒による陶器まつりが開催され、また、5月3日から5日にかけて、白壁の町並みにある土蔵や民家を美術館に見立て、作品、コレクションや先人たちの遺作等を展示する第27回筑後吉井の小さな美術館めぐりが、多くの皆様の来場のもと開催をされました。

5月14日、白壁ホールにおいて、青年会議所による第45回福岡ブロック大会浮羽大会が開催され、前地方創生担当大臣である衆議院議員石破茂氏もうきは市にお越しになり、うきは市の地方創生の取り組みを視察するとともに、講演をいただきました。浮羽青年会議所の皆さんの御尽力により、この浮羽大会は大勢のお客様にぎわい、市外の方にもうきはを知っていただく機会になったことと感じております。またこの日は、うきはの母の日の風物詩とも言える第54回うきはは麺祭りや初開催となる、たんぼラグビー in うきはなどが開催され、初夏のうきはに爽やかなにぎわいをもたらしました。

5月15日、国土交通省の福岡国道事務所において、道の駅うきはの防災機能強化に向けた工事を実施する旨が発表されました。熊本地震の発生時には、道の駅が地域の方々の避難場所、被災地の復旧活動における支援拠点、災害情報の提供拠点になるなど、災害時に大きな機能を発揮したことにより、重点「道の駅」に選定されております道の駅うきはにおいても、防災公園の整

備などを実施し、さらなる機能強化を図ることとしております。

5月16日、浮羽町のうきは幸輪保育園・介護付き有料老人ホーム「エバーガーデンうきは」において行われている園児と高齢者の異世代交流の取材に、オランダの大手新聞社が来訪されました。幼老連携型施設の取り組みの様子や効果について、興味深く取材され、オランダにおいても、有意義な取り組みとして報道されるとお聞きしております。

5月25日、うきは市役所において、朝倉光陽高校とうきは市が連携して開発した、うきうき納豆の完成報告を受けました。この納豆は、うきは産大豆を100%使用し、地域産業の活性化を目的とした商品であり、5月27日には、朝倉光陽高校の生徒も立ち会い、道の駅うきはにおいて400個を完売いたしました。

5月27日から28日の2日間にかけて、つづら地区において棚田オーナーによる田植え祭りが開催されました。棚田オーナー制度はことしで20年の節目を迎え、都市部の皆さんからの御支援と、それを受け入れる地元の皆さんの御尽力により継続されてきた取り組みであります。

また27日には、妹川地区において福岡都市圏より88名を迎え、水源地“うきは”体験事業として、茶摘み体験などが開催され、つづら地区、妹川地区において、都市との交流で大いににぎわったところであります。

市長会関連の報告であります。4月18日、古賀市において、第132回福岡県市長会総会が開催されました。当日は県内各市の抱える課題の解決に向け、行財政、社会文教、経済の各分野で41議案が審議され、全て原案のとおり可決されました。

また、5月11日から12日には、熊本県玉名市において、第120回九州市長会総会が開催されました。九州各県から114市長が出席し、財政強化や福祉の充実など、国や関係機関への要望事項など15議案の審議が行われ、全て原案のとおり可決されました。

最後に、既に御案内のとおり、6月1日発売の九州じゃらん7月号の道の駅ランキング2017におきまして、ことしも道の駅うきはが2年連続の第1位となりました。特に、野菜や果物の新鮮さや値段の安さに加え、接客についても満足度が高いということで、生産者の方々と道の駅スタッフの日々の努力が評価されたものと、大変うれしく思っております。

以上、3月定例会閉会後の行政報告とさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、議案上程を行います。

報告第3号から報告第4号まで2件、議案第48号から議案第53号まで6件、陳情第1号1

件を上程します。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（榑川 正男君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、第3回うきは市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、5月から気温が30度を超える日もあって、真夏を思わせる暑い日が続いておりましたが、今月6日に九州北部の梅雨入りが気象庁より発表されたところであります。

うきは市に大きな災害をもたらした九州北部豪雨から間もなく5年になろうとしております。同じような豪雨災害がいつ発生するか予測できません。特に、最近では長期間にわたって強い雨が降る傾向にあり、大きな災害となるケースが見受けられます。特に、梅雨末期の雨には十分警戒を強めていく必要があります。

ところで、内閣府が国全体のマクロ経済の状況を明らかにし、景気判断の基礎資料として、四半期ごとにGDP速報を発表しております。5月18日に発表されたことし1月から3月のGDP速報によりますと、実質国内生産は、前期比0.5%増で、年率に換算しますと2.2%の増となっております。個人消費につきましても、総じて見れば持ち直しの動きが続いております。

民間最終消費支出は実質0.7%増、1年3カ月連続増加、民間の設備投資も持ち直しの動きがあり、0.2%増と6カ月連続の増となっております。

景気としては緩やかに回復傾向へ好転しているものの、地方においては、まだまだ実感できない状況にあるのではないかと、このように思っているところであります。

このような中、国は平成26年度から地方創生を重要な施策の柱として、地域活性化の取り組みが進められております。うきは市におきましても、地方創生に関する総合戦略うきは市ルネッサンス戦略を策定し、平成26年度地方創生先行型基礎交付を初め、さまざまな国の交付金を受けける事業を継続実施しているところでございます。

今年度につきましては、さきの3月議会で議決していただきました平成28年度補正予算の地方創生拠点整備交付金を平成29年度に繰り越し、鋭意事業を進めているところでございます。

また、平成29年度当初予算に計上していただきました地方創生推進交付金事業につきましても、5月31日に平成29年度分が交付決定されたのを受け、昨年度に引き続き事業の進捗を図っているところでございます。

さらに、地方創生の取り組みとあわせて、第2次うきは市総合計画に位置づけられた事業の実施を通じて、活力と魅力あるうきは市の形成に向けて、今後も引き続き事業を進めてまいります。

これらの事業の実現に当たりましては、議会との連携が重要と思っております。引き続き議員

の皆さんの御協力のもと、事業の推進を図るとともに、将来像でもありますうきはブランドをきずなで結ぶ幸せ彩るうきは市を目指して、議員の皆様と一丸となって努めていく所存でございますので、御協力を賜りますよう、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、予算案件1件、条例案件4件、その他の案件3件となっております。

まず、報告第3号は、一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

2款1項庁舎管理費ほか計15事業につきまして、平成28年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第4号は、うきは市土地開発公社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について報告をするものでございます。

議案第48号は、専決処分承認を求めることについてであります。事故による損害賠償に関する専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により議会に報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案第49号は、平成29年度うきは市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,379万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億4,931万円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金900万円、県補助金2,939万7,000円、雑入540万円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費500万円、民生費の社会福祉費1,200万円、農林水産業費の農業費3,188万3,000円、教育費の教育総務費110万2,000円の増額補正と、総務費の監査委員費276万5,000円、民生費の児童福祉費183万3,000円、予備費209万円の減額補正を計上いたしております。

議案第50号は、うきは市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてであります。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、うきは市農業委員会の委員等の定数を定める条例を制定するものでございます。

議案第51号は、うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

子供の保健向上と福祉の増進を図るため、子育て世代の支援策として、うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第52号は、うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令により、うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議案第53号は、うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

うきは市立公園のホタルの里広場におけるキャンプ等の利用者に対する利用料金徴収に関して、うきは市立公園条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（**榎川 正男君**） 説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（**榎川 正男君**） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申し出がございましたので、その調査報告を求めます。初めに、7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（**江藤 芳光君**） それでは、ただいま議題になっております、閉会中における委員会の報告を行います。

平成29年第1回うきは市議会定例会におきまして、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により御報告を申し上げます。

今回のテーマは3つございまして、お手元に配布のとおりでございます。

1番、防災・避難対策に関する調査（市民協働推進課）、2番、財政に関する調査（企画財政課）、3番、ルネッサンス戦略の推進に関する調査（企画財政課ほか）、それぞれ地方創生に係る所管課でございます。

最初に、防災・避難対策に関する調査でございます。

今年4月25日に、当庁舎3階で午前9時から約3時間行いました。

出席者は、委員会委員7名と市民協働推進課、瀧内課長、石井係長お二人、それから議会事務局1人の10人でございます。

調査の要旨でございますが、九州北部豪雨災害から5年が経過をいたしました。東日本大震災に続く昨年4月の熊本地震は別次元にしても、毎年、梅雨期に限らず異常気象による豪雨災害が全国各地で頻発する現状におきまして、避難勧告、指示に至る緊急情報が日常化しており、これ

まで100年、50年に一度と言われてきた災害史実、歴史も、今では例外にない身近な危機意識が国民全体に高まっております。これらの実情を踏まえ、5年前の災害を振り返り、特にうきは市における災害危機（豪雨・台風災害）における緊急時の避難対策について、地域防災計画及び水防計画等の実効性について検証調査を行いました。

それでは、主な議論をお伝えしたいんですが、特に重点項目、要点のみ申し上げたいと思いますが、ここは重要であるということにつきましては、市長のほうに特に、鋭意検討をお願いしたいというふうに思っております。

まず1点目、5年前のダム放流等による二次災害の防止。

災害対策本部について、九州北部豪雨災害の対応等における反省や教訓の再確認を行いました。特に合所ダムの放水につきましては、事前のサイレンが聞こえなかった、それから、パニックによる操作ミスとしか考えられないなどの当時の指摘がございまして、再発防止を図る要求がなされたところであります。

次に、自主防災組織の整備及び体制機能の充実。

約53区の約半数の自主防災組織が設立されておりますけれども、はっきり言いまして、組織というのは名ばかりという認識、ほとんどの方がそうおっしゃっております。実態もそうであろうというふうに思っております。ゆえに、有事に機能が発揮できるかという疑問が多く出されております。毎年、講習会を実施していく中で周知徹底を図るという回答がございましたけれども、何より課題は自治協議会単位での主体的な自主防災機能が重要だとして、組織体制、機能の早期確立を指摘いたしました。

3点目、避難勧告・指示発令における避難体制の実効性であります。

市がコミュニティを中心とした指定避難所が開設されます。ところが、特に高齢者等は移動に時間がかかり、労力、支援等が必要でございまして、立地条件や構造上の問題がなければ、最寄りかつ我が家とする公民館等を一次避難所とするほうが避難の実効性は高く、有効とする意見が大勢を占めました。問題は、区長さんたちが、誰が責任をとるのかというのが問われておりまして、なかなかその避難の必要性を認めながらも実効性が伴っていないという現実があります。その責任回避が避難行動阻害要因との指摘がございまして、最寄りの公民館であっても、あくまでその責任は市長にあることを明確にし、その分身として自治協議会統括のもと、区長が区民を保護する制度を明確にする必要がございます。執行部としては今後、そのあり方や責任の所在等について内部で検討していくとの回答を得ました。

また、最寄りの公民館を一次避難所として指定する場合における飲料水、食糧及び寝具等については、現行、持参してくださいとしておりますが、自主防災組織による体制、責任機能が整っている地区においては、みずから、市から物資の配給を受けることができる体制を整える必要が

あるといたしました。

さらには、避難勧告、避難指示が発令された場合において、その危機と緊急性を関係市民に伝達し、その実効性を確実に高めしめるためには、防災無線とともに消防団車両等による周知伝達及び避難誘導を確実に図る必要があるということを再度指摘をいたしました。

最後になりますが、要援護者対策及び防災対策に関する個人情報の開示。

自治協議会及び区の責任者である区長には、個人情報保護制度により区民の居住者名簿が配布されておらず、区長でさえ誰がどこに住んでいるかもわからない、これで区民をどう守るのかとの指摘がなされております。

本件につきましては、個人情報保護審査会において、災害時の緊急措置として提案するとの回答を受けております。その上で、地域で担当など責任ある体制を育成しなければ、有事の際における避難対策は成立しないということで議了としております。

最後、所見であります。課題は5年前の災害教訓から、現に同規模以上の災害が発生した場合、肝心の初動体制がとれるかどうか、防災計画及び水防計画に基づき、各所管の責任が果たせるかどうかにあります。私の経験則から、常に即時措置、行動を身につけておくこと。具体的には、それぞれ役割がありますけれども、いざというとき何をなすかということを中心に身につけておくことを要望したいと思います。

重要なのは避難の実効性にあります。今後、主体を自治協議会に置くように体制を整える必要があり、その身近な区長の役割、責任を明確にすべきであるということをお願いしたいと思います。

次に、財政に関する調査。

防災・避難対策に関する調査と同日の午後実施をいたしました。

出席者は同じく10名であります。企画財政課の中野課長と高瀬係長に御出席をいただきました。

調査の要旨でございますが、起債の償還計画をテーマに、うきはの財政状況等について調査を行いました。

主な内容でございますが、1点目は地方交付税制度、特別交付税も含み、なおかつ国の地方交付税の財源が不足した場合における臨時財政対策債の制度運用についても学習をしたところあります。

2点目が、特別会計繰出金——これは毎回指摘をされているところでございますが、この中で、基準内、基準外（法定内外）についての定義等について説明、確認を受けました。

今後の見込みについては、特に高齢化社会における社会保障費（国保会計）の増大により毎年ふえて行くことは余儀ない実情にあり、市民の健康予防への取り組み、さらには下水道特別会計

への繰り出しについても、大口事業者等の接続推進による収入財源の確保を改めて指摘したところであります。

次に、本論の起債償還計画であります。これは全議員のほうに3月議会で資料が配布されておりますので、確認いただいているというふうに思います。配布された一般会計等地方債償還計画——ことし3月現在でございますが、平成27年度決算における一般会計の起債残高は136億9,531万4,000円——これは交付税措置額を含む——であり、この金額を固定した場合の算定では、平成51年、24年後に償還終了となります。それから合併特例債——これは3割負担、7割が交付税措置であります。同年度決算の起債残高は30億5,895万3,000円でございます。平成37年度に、固定すれば償還終了であります。さらに下水道特別会計の同年度決算の起債残高は114億6,880万9,000円でございます。平成67年度——40年後と償還終了がなっておるところでございます。

あと、この件につきましては議論がいろいろなされて、特にこの累積債務の軽減については、一つ身近には福岡市の例がございまして、起債が元金償還額を超えないということで、福岡市では約300億円の債務の軽減を図ったという例も参考に議論をいたしたところであります。

最後に、うきは市と類似自治体との財政比較であります。

これは、別添に資料を差し上げておりますので、後で熟読をいただきたいというふうに思っております。うきは市のほうが、非常に財政力、特に財政力指数が県下28市では最低にあるということが言われておりますし、皆さんの認識もあろうかというふうに思います。類似団体が、福岡県では、筑後市、大川市、豊前市、宮若市、嘉麻市、みやま市がほぼ類似的な財政状況のようでございます。ほか、全国119市との比較分析について、先ほど申し上げました資料に比較がなされております。どうぞ、そういう資料をしっかりと確認いただきまして、うきは市のさらなる財政の実状を御認識いただきたいと思っております。

所見といたしましては、これらの累積債務や特別会計の多額の繰り出しなど、議会を初め、市民団体等から繰り返し指摘を受け、広報うきはでも、「借金が1世帯当たり、1人当たり〇〇万円」と公表され、市財政の懸念が潜在化しております。しかし、借金の一方で、基金も将来措置として財政調整基金のほか一定の目的を持って積み立てられており、相応額を保有するに至っているのも事実であります。ただ、平成27年度決算における累積債務総額約280億円余につきましては、行財政改革答申等を踏まえた負担軽減に努めることは当然としながらも、財政運営における基本的な考え方として、インフラ事業など世代公平負担の原則をも認識しなければならないと認識をいたしております。

今回の調査で、企画財政課が提出した類似市財政比較分析表——先ほど申し上げた別添です——福岡県下では、財政力を初め低い位置にあるものの、全国的に見ると認識は異なります。いずれ

にしても、うきは市の課題は財政力、いわゆる稼ぐ力の向上にあります。今後ますます人口減少が進み経済の縮小が余儀なくされる実情におきまして、地方創生総合戦略、うきは市ルネッサンス総合戦略による地域資源を生かした財政基盤の再生に全力を傾注、実現を図る必要があるといたします。

最後に、ルネッサンス総合戦略の推進に関する調査でございます。

5月25日、午前9時から午後5時まで約7時間、総務産業常任委員会と厚生文教常任委員会、合同で調査検証を行ったところであります。出席者は36人です。調査の要旨ですが、国の主要施策である地方創生は、平成27年度から5カ年計画で全国自治体がしのぎを削っております。深刻な現実課題である人口減少と少子高齢化に起因するあらゆる諸問題に歯どめをかけ、地方をいかに元気にするかというのが命題でございます。

うきは市では、平成27年9月にルネッサンス総合戦略を策定し、ことしで3年目の本格的かつ重要な中間地点に立っており、平成27年度、28年度の実績評価、検証を厚生文教常任委員会合同で実施をいたしました。

主な議論でございますが、これは両委員会合同で行いましたので、ここの内容についてはわかりやすく要点を整理いたしておりますので、執行部の皆さんも、それぞれの所管の事業等の概要と実績・評価・課題をわかりやすく記載しておりますので、後でお読みいただいて、今後御活用いただきたいと思います。

最後に所見でございますが、地方創生は3年目となり、うきはの未来基盤の礎として本格実施に期待をいたします。

本調査は、うきは市ルネッサンス総合戦略に基づく、平成27年度、28年度2カ年の実績について調査、検証を実施いたしました。所管課にあつては年度初めの多忙期に、それぞれ資料等を作成いただき感謝をいたします。

ここに、うきは特有の資源、経済、歴史文化をもとに、英知を駆使して策定された具現的な戦略構想が示され、既に期待を持って動き、内外に評価されている取り組みも多うございます。まして、この実績・評価表に示すに至っていない事業もございますが、今後の進展に期待をいたします。

終わりに、戦略構想の基軸主力であった吉岡前副市長に感謝の念をささげ、新たな今村副市長の手腕に期待し、組織一丸となつてうきは創生実現に向けて取り組まれんことを切に要望いたします。

終わりますが、最後に、特に防災、梅雨に入っております。どうかもう一回確認をいただいて、内部検討、また、やるべきは即手を打っていただきたいというふうに思いますので、豪雨前に、雨の前に、議会、また関係部署のほうに周知徹底をお願いして報告を終わります。

○議長（榑川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、1番、岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） それでは、引き続きまして、厚生文教常任委員会からの閉会中の調査について報告をいたします。

平成29年第1回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告いたします。

1点目は、うきは市子ども未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画に関する調査であります。

調査期日は4月28日であります。市庁舎の会議室で行いました。

調査目的については、子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成26年8月に閣議決定されて、子供の貧困対策に関する大綱において、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る目的、理念として定められております。

平成29年3月にうきは市が策定した、うきは市子ども未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画——以下は支援事業計画というふうに申し上げます。この内容が、子ども貧困対策としてどのように実行されるか、議会としてチェックする立場から調査を実施いたしました。

調査には、福祉事務所長、子育て支援係長及びうきは市子どもの健康・生活実態調査の委託先、うきは市社会福祉協議会の御出席をいただきました。

調査内容についてですけれども、支援事業計画に示されている行政データと実態調査アンケートの結果をもとに、うきは市の子どもの貧困状況について、現状の把握を行いました。それによると、全体で3点ほどそこに列挙をしておりますけれども、生活保護の世帯の推移から、県全体よりも比較的低い傾向でありますけれども、子供の数の比率が7%程度高い特徴があるというのは、この現状から見えているところというふうに、要点だけ述べさせていただきます。

いずれにしても今後子供たちの経済的貧困や精神的孤立感の課題等が心配されるということでありました。

次に、調査結果でありますけれども、平成28年、昨年6月に社会福祉協議会に委託して、

うきは市内の教育関係者、保育所、幼稚園、小・中学校の先生方202名に、「子どもに接する際に感じること」、また、「子どもや家庭が抱える問題」等は無記名、自記式で回答してもらい、回収率は99.5%でした。

その結果から、幼児期から学童期へと上がるたびに課題が大きいこと。それから、支援機関へのつなぎなど、積極的な先生方の動きがあるんですけども、家庭が抱える問題、課題に介入はするものの根本的な解決に至らないでいること。それから、対応には限界があって、福祉事務所やスクールカウンセラー、社協など、専門機関との連携が必要と感じていることというふうな課題が見えてまいりました。

この課題を踏まえて、うきは市における生活困窮や貧困状態にある子供と保護者に対して一体的な支援を展開し、金銭的な貧困対策のみに限定せず、子供たちが将来自立する力となるように、改めて関係機関を、所属の枠を超えてネットワークを形成して、子供たち主体の支援を目指した計画であるということでありました。

具体的な支援計画は、コーディネーターの設置をして、子供・保護者の相談支援、支援計画の作成、連携体制の構築を行う体制づくりを行う。

それから、ネットワーク協議会を設置して、関係機関との包括的な支援、協力サポート体制を図るということであります。

それから、児童・生徒の自立に向けた学習支援を行う。

それから、生きる力の形成に向けて、将来の自立に向けた学習や生活習慣など、相談支援を実施するということであります。

それから、5点目にはフードバンクを設置して、安定した食材の確保に努めるというふうにしております。資料等を添付しておりますので、御参照いただければというふうに思います。

質疑のところでは1点だけ申し上げておきますけれども、今回の計画に当たって、意見としてはPDCAサイクルなどの成果の検証ができるように、ある程度数値目標が必要ではないかという意見が出されております。

所見でありますけれども、支援事業計画は、教育関係者からアンケートをとり、支援者側からの視点として、子供の生活状況が、具体的に150の実例、報告、所感が寄せられ、その中から成果と課題が129項目ほど意見が述べられております。非常に重要な、貴重な内容を含んだものであって、委託先の社会福祉協議会及び調査、分析に共同した久留米大学社会福祉学科の皆さんに、改めて感謝を申し上げたいというふうに思っております。

施策方針のかなめは、事業実施がゼロ歳児から大学進学までの長い期間を、従来の縦割りの施策ではなくて横の連携事業としてどのように継続的に構築するかではないかというふうに思います。アンケートに示された連携の必要性について、122件の理由が生かされるよう、改めて切

に希望するものであります。

平成29年度予算で、コーディネーター設置とモデル事業——1, 100万円の予算を計上していますが、早期の体制構築と具体的な行動によって、うきは市の子供への支援が精神面だけではなくて、具体的に経済面の改善も含めて成果が出るように期待したいというふうに思っております。

最後に、改めて計画についてですけれども、平成32年までの4年間ということになるわけですから、ぜひ取り組みの姿が見えるように、指標や数値目標の設定に努力していただくよう要望いたします。

2つ目の調査は、生涯学習センター設計監理に関する調査を行いました。

日時は、5月9日、市役所で行いました。

調査目的は、平成29年、ことしの7月から解体工事を行って、30年度完成予定の生涯学習センターについて。

平成28年12月議会において市民からの陳情や吉井コミュニティーセンター併設等、市民が利用しやすい施設と計画されているが、設計するに当たり、考え方について確認し、検証するために聞き取りを実施したものでございます。調査には、それぞれの担当課長に出席をいただきました。

調査内容については、前回の全員協議会でも示された資料——3点ほどありますけれども——をもとに、生涯学習課より説明を受けました。

質疑関係の内容については、御参照いただければというふうに思っております。

所見についてですけれども、生涯学習センターは、可能な限り日常的に市民の方が利用しやすい施設として、設計前に地域の意見、要望、考え方について確認することができたというふうに思います。

各委員から活発な意見、提言が示され、執行部に対しては以下の点について要望をしておきます。

1つは、吉井自治協議会との十分な協議を行うこと。

2つ目に、部屋の面積が中途半端にならないよう、改めて検討すること。

それから、3点目は女性のトイレ増設を検討すること。

それから、4点目が、駐車場確保と経費節減のためプール解体を検討すること。

5点目が、アスベスト解体工事は別発注化によってコストの軽減を図ること。

6点目は、発注のあり方を検証して、地元業者も入れるように検討してほしいということ。

以上、6点について深く留意いただきますようお願いするものであります。

3点目は、ルネッサンス戦略の推進に関する調査であります。

先ほどのように、総務産業常任委員会とも合同で行いました。

私のほうからは、所管の部分についてのみ報告をさせていただきます。

調査内容についてですけれども、生涯学習課所管のところ、屋形古墳群の整備を通じた個性あるまちづくりということで、地理的な環境と歴史的環境を生かすブランディングとして、歴史資源を生かし、活用した農業生産や歴史観光につなげるためのパンフレットの作成、準備に入っておりますので、それについての説明をいただきました。

それから、予算の実行の内容としては、この整備計画策定等、古墳関係の復元測量、活用計画の策定、それから、山城調査と整備計画等の進行状況を改めて確認させていただきました。

次に、保健課のほうから広域連携型として、域内経済循環を高めるとして、森林資源を活用した木製品の開発を行っておりますけれども、試作品が完成したということで意見交換をさせていただきました。

所見ですけれども、高齢化によって社会保障費が増大して、同時に少子化による地方衰退が大きな問題となっている中で、地方の勢いや活力を取り戻すために地方創生が求められているということでもあります。そういう意味では、官民一体となって雇用の創出や魅力ある地域づくりに邁進する必要があるというふうに改めて考えます。

古墳の整備とブランディングによる古墳の利活用は、事業1年目が経過したばかりで、まだ地元地域との連携はこれからということでもありますけれども、いずれにしても、地域ごとの連携やイベントなど、地元の協力が必要になるというふうに思います。これについては、十分に説明を実施すること。それから、保健課の木製品についてですけれども、試作品ができ上がったものがありますけれども、アウトカム——波及効果というんですかね、そのことについてどのように引き出すのか、改めて検討する必要があるのではないかとこのように考えております。この辺も、今後も引き続き所管の課題として調査を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、厚生文教委員会からの報告といたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

日程第7. 報告第3号

○議長（櫛川 正男君） 日程第7、報告第3号一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） では、左上に報告第3号と書かれたものをお手元をお願いをしたいと思います。

また、あわせまして平成28年度うきは市一般会計繰越事業補足説明資料と書いたA4横長1枚物も御参照をお願いしたいと思います。

報告第3号一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成28年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。平成29年6月9日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、2ページをお願いいたします。

款、項、事業名、それから、翌年度繰越額の順に読み上げまして、財源の内訳については省略をさせていただきたいと思います。

まず、2款1項庁舎管理費2,192万円、庁舎照明のLED化工事分でございます。

次に、2款1項拠点整備事業費（ブランド戦略係）8,480万円、地方創生拠点整備交付金で行います旧家宝資料館及び観光会館土蔵の改修工事分でございます。

次に、2款1項拠点整備事業費（文化財保護係）2,518万6,000円、同じく居蔵の館、鏡田屋敷の改修工事分でございます。

次に、2款1項拠点整備事業費（建設管理係）4,620万円、同じく調音の滝公園の改修工事分でございます。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費240万6,000円、地方公共団体情報システム機構負担金分でございます。

次に、3款1項経済対策臨時福祉給付金事業4,673万1,000円、経済対策臨時福祉給付金分でございます。

次に、4款2項塵芥処理費870万5,000円、中島畑瓦れき置き場汚泥等処理委託料分でございます。

次に、8款2項道路維持補修費1,661万8,000円、岩光橋の橋梁改修工事分でございます。

次に、8款2項一般道路新設改良事業8,011万4,000円、5件の道路改良工事と、県実施の大谷川砂防附帯工事の負担金分でございます。

次に、8款2項辺地道路整備事業2,891万6,000円、つづら地区の三寺払・つづら線、

小塩地区の小間坊女子尾線分でございます。

次に、8款3項河川改良費1,304万円、山北地区の赤尾川改良工事分でございます。

次に、9款1項防災行政無線関係費445万8,000円、県が実施をします防災行政情報通信ネットワーク設備整備の負担金分でございます。

次に、10款3項中学校営繕費8,417万2,000円、吉井中学校、浮羽中学校の空調設備設置工事分でございます。

次に、10項4項伝統的建造物保存対策事業170万6,000円、過年度文化財保存事業費等補助金の返還金分でございます。

次に、10款4項生涯学習センター建設事業、4,936万6,000円、新生涯学習センター建設の設計委託料分でございます。

翌年度の繰越額の合計は5億1,433万8,000円となっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 以前の予算書と違っているところがあるわけですね。例えば経済対策臨時福祉給付金事業については、いわゆる補正予算の5号を、8ページでは、1億2,581万2,000円だったのが大きく金額が変わってありますが、その理由ですね。

それから、土木費の中で一般道路新設改良事業費、これは補正の第5号ですね。これで6,717万5,000円だったのが、今度8,011万4,000円に増額になってありますが、この理由、2つについて金額が違っておりますので、その理由をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 2件の事業とも、3月の補正予算において繰越明許費を議決いただいたものでございます。この間、年度中、3月中に支払い可能な分が発生をしまして、実際に繰り越した額は減額をして繰越計上をさせていただいたことになっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいでしょうか。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第3号の報告を終わります。

日程第8. 報告第4号

○議長（榎川 正男君） 日程第8、報告第4号うきは市土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） うきはブランド推進課の田籠でございます。それでは、説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

報告第4号うきは市土地開発公社の経営状況について。

地方自治第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について別紙のとおり報告する。平成29年6月9日提出。うきは市長高木典雄。

お手元に、平成29年3月27日開催の第1回理事会議案並びに平成29年5月10日開催の第2回理事会議案の資料を提出させていただいております。それにより説明をさせていただきます。

経営状況の説明につきましては、第2回、5月10日の理事会議案の事業報告及び決算承認のほうで説明をさせていただきます。

資料につきましては、事前にお渡しをしておりますので、要点のみの説明とさせていただきます。

まず、3ページをお開きください。

三春工業団地造成につきましては、平成21年3月に完成をしており、平成28年度は、未売却地の東側区画の維持管理を行っております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

財産目録でございます。

区分の普通預金は1,046万4,655円です。福岡銀行ほか、市中銀行への預金となっております。

次に、定期預金でございます。500万円でございます。これは、基本財産の資本金に当たるもので、にじ農協1口でございます。

次に、完成土地等といたしまして2億5,780万405円でございます。完成土地の期末残高となります。後ほど13ページのほうで説明をさせていただきます。

その下、資産合計が2億7,326万5,060円でございます。

次に、負債合計1億3,000万円です。これにつきましては、短期借入金として、うきは市土地開発基金より借入れをしているものでございます。昨年と同額でございます。

下から3行目、資産合計からその下の負債合計を差し引きますと、一番下の欄、1億4,326万5,060円となり、こちらが開発公社の純資産となります。

次に、5ページをお願いいたします。

現金及び預金明細表でございます。普通預金と定期預金の合計で1,546万4,655円となっております。

6ページをお願いいたします。

こちらは貸借対照表でございます。これは、開発公社の経営状況をあらわすものでございますが、まず、資産の部といたしまして、1、流動資産が、現金及び預金、完成土地等でございます。金額については先ほど申し上げた金額となっております。

2の固定資産につきましてはございません。

資産合計として、2億7,326万5,060円となっております。

次に、中ほど、負債の部でございます。

1、流動負債といたしましては、先ほど申し上げました市の土地開発基金から短期借入金1億3,000万円でございます。

2、固定負債につきましてはゼロとなっております。

負債合計1億3,000万円でございます。

次に資本の部です。

1、資本金の基本財産500万円でございます。

2、準備金といたしまして、昨年からの(1)の前期繰越準備金が1億3,824万9,997円です。

(2)の当期純利益につきましては、一般管理費等の経費は大きな支出はございませんが、未売却地の一部を資材置き場として貸し付けをしたところによる収入がございました。そういうことがございまして、1万5,063円のプラスとなっております。この分を前期繰越準備金と相殺いたしまして、その下の準備金合計が1億3,826万5,060円となり、これに基本財産500万円を加えましたものが、下から2番目の資本合計1億4,326万5,060円となっております。

さらに、この資本合計に、中ほどの負債の部の合計1億3,000万円を加えた額が、一番下の欄、負債資本合計2億7,326万5,060円となります。

次に、7ページをお願いします。

損益計算書でございます。

1年間の収益と費用の状況を示すものです。

平成28年度におきましては、一般管理に係る経費のみでございまして、中ほど3番の販売費及び一般管理費が7万5,773円、4番の事業外収益といたしまして、(1)の受取利息が1,548円、(2)の雑収入といたしまして10万2,288円でございます。この雑収入

につきましては、先ほど説明いたしました未売却地の一部を資材置き場として貸し付けた土地貸付料でございます。

事業外収益の計は10万3,836円でございます。

5番の事業外費用といたしまして、短期借入金の支払い利息1万3,000円、これは、市の土地開発基金から利率0.01%で借り入れをしている分の利息となっております。

下から2段目の経常利益につきましては、収益分から経費分を差し引き1万5,063円となりまして、この分がそのまま一番下の当期純利益となります。これは、6ページ、貸借対照表の当期純利益と一致することになります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

この分は、キャッシュ・フロー計算書でございます。具体的な現金の流れを示す財務諸表でございます。

一番下の欄の合計金額は、5ページの現金及び預金明細表に一致するもので、1,546万4,655円となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

市の土地開発基金からの借り入れの明細表でございます。前年度からの繰越残高は1億3,000万円となっております、去る平成28年12月23日に、同額の借りかえを行っております。

次に、10ページと11ページでございます。

10ページにつきましては、先ほど申し上げました損益計算書の収益経費の内訳を示しております。収益的収入でございますが、2款の事業外収益の1節預金利息といたしまして1,548円ですが、普通預金、定期預金の利息となります。

その下の雑収入でございますが、先ほども説明を申し上げましたが、10万2,288円は、未売却地の一部を資材置き場として貸し付けをいたしました、その土地貸し付け料となっております。

次に、収益的支出でございます。2款販売費及び一般管理費の報酬でございますが、7万200円につきましては、開発公社理事の理事会出席に伴う日額報酬でございます。

その2つ下の需用費5,573円につきましては、消耗品等となっております。

3款事業外費用でございますが、先ほど説明をいたしました土地開発基金により借り入れた利息1億3,000万円に係る短期借入金利息の1万3,000円となっております。

11ページをお願いいたします。

ページ中ほどの資本的支出の土地造成事業費について説明をさせていただきます。

2の需要費、燃料費でございますが、4,477円につきましては、未売却地の東側区画の草刈り時に使用いたしました燃料費となっております。

6の公課費でございますが、89万4,000円は、未売却地の東側区画の固定資産税となっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

資本金明細表でございます。この分につきましては、土地開発公社の基本財産と言われますもので、先ほどから御説明申し上げております500万円となっております。

最後に、13ページをお願いいたします。

平成28年度の完成土地明細表でございます。

面積といたしまして、表の一番上の段の右に書いております、3万4,592平方メートルが三春工業団地の東側区画の分でございます。

当期増加高Bの5、諸経費欄の89万8,477円につきましては、この土地の維持管理費に係る金額となっております。

1から6の計の期首残高に、この当期増加高Bを加えたものが期末残高2億5,780万405円となっております。これは、4ページで説明をいたしました完成土地の分になっております。

14ページにつきましては、平成29年4月21日付で監査を行いまして、その監査意見書を添付しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上、説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。11番、大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 三春工業団地については、理事会等では報告なされているとは思いますが、未売却地の売却の見込みというか、企業誘致の見込みというのか、そういうのはどういうふうになっていますか。そこだけ教えてください。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 東側の未売却地でございます。

平成28年度におきまして、11件の引き合い等がございました。電話での問い合わせだけのものもございますし、直接現場にいられて説明を行った件数もございます。

今、未売却地の南側半分でございますけど、進出していきたいという業者があります。私たちのほうも既に3回ほどそちらのほうに出向きまして、先方からもこちらに来ていただきまして、突っ込んだ協議を行わせていただいております。そういう部分で、近いうちにいろんな条件もございますので、調整をしながら進めてまいっている案件が1件ございます。

あと、北側半分につきましても、現場のほうに御案内したような案件もございますけど、そちらについてはまだ継続で交渉を行っているところでございます。

以上です。

○議長（榑川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 南側半分については、今のニュアンスでは見込みありみたいな回答でしたけど、差し支えがなければ、どういった業種ですか。

○議長（榑川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 今回協議させていただいております事業につきましては、食品の製造、運搬をやられている大分市の事業者でございます。

以上です。

○議長（榑川 正男君） いいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 確認であります。現在、未売却地の東側の南に高い塔が建っていて、何か削井事業か何かをやっているのかなというふうに思いますが、それはどういう目的でやられているのかということと、それから、防犯時は大変助かっておるんですけども、北側、南側の周辺が街路灯と申しますか、数百ワットのやつを20基程度明々とつけていただいておりますが、その費用なんかはどういうところから出されているのか。ざっと計算すると月に三、四万円かかるものかなというふうに思われますから、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（榑川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 今、未売却地の南側のほうが井戸の工事をやっているんじゃないかということでございますけど、今交渉をさせていただいております事業者さんのほうが食品という業種でございまして、すごく水に対してこだわりというんですかね、そういうのをお持ちでございます。三春工業団地はいい水がなかなか出ないという状況がございます。平成20年に何か所か削井工事を行いまして調査を行ったところでございますが、フッ素等が出てきて、いい水がなかなか出なかったということで、ただ今回、未売却地の南側につきましては、その調査をまだ行っていないエリアとなっております。今回進出を希望されている業者様のほうには、水について、量と、あと水質についてちゃんとした結果をお示しして、改めて交渉をさせていただくようなところになっておりまして、今はその調査と移動に係るボーリングをさせていただいているような状況でございます。

それと、街路灯でございますけど、こちらにつきましては、消防防災係のほうで電気料については支払っているような状況でございます。

以上です。

○議長（榑川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 水の件ですけれども、数年前にある水の業者が進出してきたいという希望で、そのときには日量420トンまではオーケーですよということが出ていたんですよ。水質も問題ないというようなことで、ほぼ進出寸前に中止になったようであります。それは

理由はいろいろとあったと思いますが、そういうすぐ近くにそういう井戸もあるわけだから、わざわざ掘らなくてはいけないのかなというふうに思いましたが、まだ大量に水を使う思いで掘っているのか、そこら辺お聞きしたい。420トンと言えればかなりの水量であります。

○議長（櫛川 正男君） ブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） まず、水の件でございます。なかなか三春工業団地内では、いい水が——何らかフッ素が出たりというような状況とか、あと水量がなかなか足りないというのが平成20年度にボーリングをした結果となっております。

一部、適した水質の水は出るんですけど、それは工業団地の外のほうで1回井戸を掘りまして、その分については当時、まだ適合するというんですかね、そういう水質で水は出ておるところでございます。ただ、団地内にそういう水が出ておりませんので、今回改めて調査を行っているところでございます。

それと、今回進出を予定しております事業者さんのほうにつきましては、三春工業団地、1日当たり200トンというのを一応基準としております。そんなに使わないということで、先方も50トンぐらいあればいいということでございましたので、今回につきましては水質の調査を中心にやらせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） そういうことであれば、反省ですけれども、水企業が進出してくるときに、周辺の区の方を6区集めて説明までしたんですよ。そして、そのときの説明が、そのイノアックの東側の井戸水を使った結果で説明してくれたわけですよ。ですから、そういうことであればやっぱりちゃんとした敷地内でボーリングして、そしてオーケーですよという確認をして、そして、そういう水企業なりそういうのを誘致するようにしないといけなかったんじゃないだろうかという反省であります。いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） ブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 確かに、今の御指摘、今いい水が出るところは市有地の部分になっておりまして、本来であればそういう工業団地内でボーリング調査をすべき部分だったかとも思っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） だんだん年数がたちますと、土地が高くなっていくわけなんです。したがって、21年に完成したということですから、8年間過ぎるわけなんです。この8年間のうち、一体どの程度値が上がっているのかということですね。たとえばこの28年度の

決算でいきますと、89万8,477円高くなったわけですね。したがって、これ1平方メートル当たりでいきますと7,452円60銭になっているわけですよ。前年から比べると、1平方メートル当たり25円60銭値上がりするわけですね。だから、やはり早く処分をしないと、どんどん値段が上がっていきますから、企業進出どころか、これは買い手がないということになったら大変なことになるわけですよ。したがって、平成28年の工場立地の結果が公表されている、県ですね。これ九州全体では非常に伸びているけれども、九州全体で64件ですか、そんな伸びがあつてあつたんですけど、平成28年、西暦2016年ですかね、これは福岡県内でわずか27件しかないんですよ、これ県が公表しているものですよ。借地を含め1,000平方メートル以上の用地を取得した企業を対象に調査したということですから、わずかに27件ということですが、非常に条件が合わないということじゃないかと思うんですよ、いわゆる三春工業団地そのものですよ。出てきても、雇用人数が足りないとか、それから、常に交通の便が悪いわけですね、あそこは。バスも通っていない、列車もとまらないということですから、浮羽町時代、ぜひ荒瀬地区に列車の停留所を設けなさいということでしたっきりやっておりますけれども、今、荒瀬とかあの辺は全く——列車も大石まで出てこなきゃならん。歩いて大変な距離だと。それから、以前は日田方面のバスが通っておりましたけど、これも廃止になっている。循環バスは今運行してありますけどね。

したがって、もし企業が出てきても、働きたくても、交通の便が悪いものですから、就職率がなかなか上がってこないと思います。したがって、今どの程度で売却を計画しているのかですね。1平方メートル当たり7,452円になってありますから、これをどの程度で売ろうとしておるのかというその目算。

それから、11件、28年で問い合わせがありましたということは1件も出てきていないからね。福岡県下では27件の企業が進出したということですから、やはり雇用の場を確保するためには、早く企業に出てきていただかなきゃなりませんけれども、その辺の見込みですね。どのようになっているのか、県あたりにこれ情報提供をしているかどうか、それを1回お願いしたいと思います。

それから、県下では、以前は土地開発公社というのが34公社あつたわけですね。ところが、だんだんその必要はなくなってきたということで、公社を廃止されている市町村があるわけなんですよ。今では13市ですか。これは、平成26年が13市だったんですが、現在、この土地開発公社を持っている市は何市ぐらいになっているか。それから、一体幾つの公社が存在しているかどうか、わかつてあつたらお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。10時45分に再開します。

午前10時33分休憩

午前10時45分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

三園議員の質問に対して答弁をお願いします。ブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 幾つか御質問をいただいた件について回答をさせていただきます。

まず、交通アクセスの件で御意見をいただきました。いろいろ今、進出したいとかそういう相談の中では、今一番はやっぱり労働力不足ということで進出しようとしている業者様のほうは、そういう労働力が集まるかというのが一番大きな要因になっているようでございます。確かに、交通アクセスのほうも大きな要因になるかと思えます。これにつきましても、できる範囲で対応していきたいというふうに思っております。

それとあと、いろんな企業誘致に向けてのどういうことをやっているかということでございますけど、ことしの2月でございましたけど、東京のほうで県が主催いたしました企業立地セミナーのほうにも、うきは市から参加をさせていただきましたし、同じく2月21日は、県と、久留米市と、うきは市で、市長、副知事も一緒に来ていただきまして、トップセミナーを開催させていただいたところでございます。あと、県のほうとも密に連携をしながら、いろんな情報を交換させていただきながら、企業誘致には努めているところでございます。

それとあと、工業団地の売却単価でございますけど、今のところ平米当たり1万円ということで公表をさせていただいているところでございます。

あと、今現在の福岡県内における開発公社の数でございますけど、平成27年度末で18市、13町村で31になっております。その前の年に比べてマイナス3になっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 8年間で幾らになったか。ブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 開発当時から幾ら経費が上積みされたかという部分ですけど、途中でROKIさんとかに販売した経過もございまして、今のところ手持ちの数字を持ち合わせておりません。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 東京で説明があったということではありますが、福岡県は非常に成績が悪いほうですよ。全国的に見て、件数でいきますと全国14位ということでもありますね。

それから、面積については27位に落ちているわけですよ。やっぱり大きい面積じゃなくて、小さい面積の企業進出が多いということでもありますね。したがって、3万4,592平米というのがありますが、そのままそっくり売れば幸いですけれども、よほどじゃないと、そ

ういう広大な面積を有する企業というのが出てきてくれるかどうかということなんですよ。たしか、久留米の交通公社であったんですが、面積が広過ぎるということで半分に面積を縮小して販売した経緯があるわけなんです。したがって、そういうこともやらなきゃなりません、ここにどういふ企業が出てきているかということでありますが、福岡県の場合、業種別では食料品が7件ですね。それから、汎用機械器具3件、電気機械器具が3件というようなことで、主な内訳が出ていますが、北九州、福岡は9件ずつあるけれども、筑後地区は7件しかあっていないわけですよ、去年1年間がですよ。いわゆる筑後地区の中でも、筑後市はプロ野球のソフトバンクが球場をつくったりして、筑後市はかなり企業誘致に成功してありますけれども、ほかのところはあんまり、筑後市以外では、企業の進出ができないという状況でありますものですから、もう少し内容を調査して、企業の誘致に力を入れていただかないと、だんだん3万4,000平米という土地が、いわゆる眠ったままになると大変なことが起こりますものですから、そのことについてお願いをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） ブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 今、議員御指摘のとおり3万4,000平米という部分があまりに大き過ぎるのではないかという御指摘かと思ひます。

今回、そういう部分もいろいろ検討させていただきまして、今回2分割をさせていただいて、そういう考へのもと、企業誘致も図るところでやっておりますので、今後そういうニーズに合わせた、いろんな工業団地内の分割も視野に入れて、いろいろ検討して、企業誘致を図ってまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第4号の報告を終わります。

日程第9. 議案第48号

○議長（櫛川 正男君） 日程第9、議案第48号専決処分の承認を求めることについて（事故による損害賠償について）を議題といたします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書の2ページをお願いいたします。

議案第48号専決処分の承認を求めることについて。

事故による損害を賠償することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認

を求める。

平成29年6月9日提出。うきは市長高木典雄。

次ページをお願いいたします。

専決第9号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

平成29年4月17日。うきは市長高木典雄。

市は、住環境建設課の職員が公用車を後進中に後方確認が不十分であったため、停車中の普通自動車の車体及び当該車両に乗車中の被害者の身体を損傷せしめた事故について、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1. 損害賠償の額、74万8,898円。
2. 損害賠償の相手方の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

内容につきましては、先日の全員協議会と重複をいたしますが、全員協議会の折に提出をしておりますカラーコピーA4サイズの両面の資料に基づいて、1枚ずつ説明を申し上げたいと思います。

事故の概要でございますが、平成29年2月8日、午前9時10分ごろ、山春保育所西側市道におきまして、市道補修作業のため、職員2名、トラックにて現地に向かったところでございます。補修箇所の保育所前を徐行しながら、修繕箇所の確認を行い、車両を一旦停止させたところでございます。その後、作業を行うため路肩へ移動させようと車両をバックし始めたところ、後続停車車両に気づかずに接触をしたというふうな状況でございました。

今後の対応といたしましては、今回の事故につきましては、今回の事故につきましては、車両がクレーン装置つき特殊車両で、ルームミラーでは後方の確認が難しい状況だったこと。また、サイドミラーでは、後方の視野に死角が多い状況であるということでもございました。また、今回車両を停止し数秒後にバックをしたために、後方には車両がないものと思込みによる判断をしたことによる事故の発生でございました。

今後、後方確認については必ず目視確認を行い、再発防止を図るように指示をしておるところでございます。

以上、専決処分につきまして、よろしくをお願いいたします。

なお、示談の成立が29年4月17日であったことで、本来5月の臨時議会のほうで承認を求めるところでございました。今回、6月議会のほうでの報告ということになりまして、まことに申しわけございませんでした。

以上、よろしく願いしておきます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 1つだけお尋ねします。保険の条件と申しますか金額、どういう内容にかたられているかというのを。

○議長（榊川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 今回の事故の保険の関係でございますが、市の過失割合が10割ということで判断をさせていただいているところでございます。

それから、対物保障につきましてが34万8,582円。

それから、人身保障につきましてが40万366円ということでございます。

○議長（榊川 正男君） 保険の内容よ。（「そういう意味じゃないよ」と呼ぶ者あり）保険の内容。（「マックス幾らぐらいの保険にかたっているのか。そして、できれば他の車両についても」と呼ぶ者あり）総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 申しわけございません。上限につきましては今資料を持ち合わせておりません。確認させていただいて、後ほど回答をさせていただきたいと思っております。（「できれば他の車両もね。具体的に幾らか」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（榊川 正男君） ほかにありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） この車両、写真が載っておりますが、少しへこんでおります、相手方が。これ人身事故までつながっておるとなっておりますが、どの程度の人身事故だったのか、それをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（榊川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 示談書の内容からでございますけれども、今先ほど総務課長が申し上げましたが、人身保障額といたしましては40万366円。こちらにつきましては、打撲による通院というふうに聞いております。病院等につきましては、平田外科のほうを受診しておるところで、なお、通院の治療につきましては全治21日間の通院加療を行ったという報告を受けておるところでございます。

○議長（榊川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 示談は保険屋がやったんですかね、これは。市は一切入っていないということですね、示談に対しては。その辺をお聞かせ願いたいとで、今後、これ2人乗っちゃるですね、このダンプは。何で助手席がおりて後ろを確認せんやったろうかち思うばってん。前進の場合は必要ないばってん、バックんときは、大概助手つけとる車はおりてからバックば見よるですね、「オーライ、オーライ」ち言うて。その辺の義務づけをしていただきたいと思います。

○議長（榊川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 先ほど事故の概要というところでお話をさせていただきました。今後の対応というところでもお話を申し上げました。今回が、早朝から道路舗装の陥没の修繕ということで現地へ向かいまして、このあたりというふうな状況のもとに現場のほうに向かったところでもございました。山春保育所西側の市道に近づいたときに、徐行しながらその場所を確認して、目視確認ができたために一旦停止をし、聞き取りによりますと、そこで何秒か後でしたというところで、すぐ路肩にとめるためにバックをしたというふうなことを聞きました。その数秒後ということで、先ほど申し上げましたように、やはり思い込みというのが大きな原因であったということでございます。事故報告を職員のほうから聞きまして状況を分析しますと、やはり思い込み、やはり数秒であっても目視で確認してということで話をしたところでもございます。同じような事故が、また同じように繰り返さないようにということで、状況の確認をしながらその原因、それから思い込み、2人いれば必ず目視確認、あるいは1人が後方を確認してというふうな作業を行うようにということで話をしておるところでもございます。（「示談は保険屋さんがしたんですかね」と呼ぶ者あり）

示談につきましては、保険屋さんのほうでお願いをしておるところでもございます。

○議長（櫛川 正男君） 3番、熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 事故があったのは——あってからでは遅いと思いますが、現場に行くと舗装工事をするところを見ないで通り過ぎて、車でバックするというのが私はおかしいと思います。見に行ったら、通り過ぎたらおいて見に行って、それから作業とか考えんといかんと、と終わって言っても仕方ないと思いますから——私はそう思います。だから、なぜこういうことを言うかという、またこういうことがないように、何でかということをちゃんと検証して、職員の皆さんに——公用車は多いものですから、そのところをちゃんと検証していかないと、今のように油断していたとかなんとか、そのくらいでいってもまた起こりますよ。だから、現場に行くならその前に現場の前でとまって見るとか、通り過ぎたらおいて見に行くとか、そういうのが私は大事だと思います。今後、そのことについてお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議員さんの言われるとおりでございます。一度起こした事故は、やはりそれを教訓にしながら、後につなげねばならないというふうに思っております。今回の事故におきましても、2人の職員に同席していただいて事情を聞きながら、やはり思い込みとございますか、そういったちょっとした油断がこの事故につながったというところを確認しております。

今後におきましては、必ず後方、バックするときには、2人いれば1人下車をして後方確認をするというふうなところ、同じような事故を二度と起こさないようにということで、今回の事故

を教訓に、職員一同、情報共有をしておるところでございます。

○議長（榎川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 今回の事故もですけれども、公用車等の運転におきましては、管理職会議のほうでも安全運転の徹底ということで、管理職会議のほうでも各職員のほうに周知をしてきているところでございます。

それと、先ほど諫山議員さんのほうから御指摘のありました保険の上限の関係でございますが、対人、対物とも無制限でございます。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 治療費が40万円を超えてありますけれども、これは診断書がどうなっていたかということです。恐らく警察にも届けていると思いますよ、これ。その診断書によって、いわゆる免停が決まってくるわけなんです。診断書はどうだったかということについて回答をお願いしたいと思います。

それから、8番議員からもありましたが、職員2名でトラックで現地に向かったということで、ルームミラーでも後方の確認がやりにくい、サイドミラーでも後方の確認がやりにくいということやったら、当然あと1人乗っているんですから、その人の誘導が必要なんです。その誘導をしていないというのが、常日ごろそういう運転の常識だったんでしょうか、これが1点です。つまり、せっかく2名乗って現場に向かっているんですから、幾ら道が広くても、これはやっぱり誘導をするというふうな習慣をつけないとですね。それから、始業点検というのをやっていたかどうかということなんです。いわゆる後方が見にくいということ、サイドミラー、これらをよく調整しておれば、当然後方の確認ができるような点検をしていただかなきゃなりませんけれども、そういう始業点検ができたかどうか。

それから、これは事故でありますから、恐らく免許の停止処分が来ていると思いますが、こういう事故を起こした場合に、職員としては何ら処分は受けないかどうかということです。いわゆる懲戒処分ですね。事故を起こしたら、それはふが悪かったと言っておるのかですね。懲戒処分で、何らかの処分をしているかどうか、この辺について説明をお願いしたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ちょっと前後いたしますけれども、誘導等の関係、それから点検等の関係でございますけれども、当然、現場作業のほうには2人乗車で現場に向かうわけでございます。当然、後方確認というのはやるべきところだというのが、今回の事故を教訓にしたところでございます。やはり今までが今回のケースのように一旦停止、すぐバックというところで、やはり思い込みがあったというふうなところが大きな反省点というふうなところで、職員と一緒に話をしておるところでございます。

やはり2名いるというところがございますから、当然、後方の確認、ルームミラー、サイドミラー、どうしても2トントラックでボディが大きいものですから、すぐ真後ろに普通の軽乗用車なりが停車いたしますとほとんどが死角で見えないということを、今回の事故後にもそういった話をしております。ですから、2人おれば、バック等する場合には必ず1回後ろを確認するというふうなところを指導しておるところでございます。

それから、始業点検等でございますけれども、現在の2トントラックも相当の距離数を乗っております。当然、毎朝、それから夕方等の点検等は行っておると思えますし、ミラー調整等は当然毎朝やっておるところでございますが、やはり2トントラックから、ある程度高いところからの後方といいますと、荷台のダンプ機能がありますものですから、どうしても死角が多いというところ。言われますように、始業点検、バックランプ、それからブレーキランプ、そういうところは毎朝、2人おりますので、点検をしてもらっております。

以上でございます。

○議長（榊川 正男君） 診断書、免停になったか。（「懲戒処分は」と呼ぶ者あり）住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） それから、診断書でございますが、診断書につきましては、保険会社のほうにあるというところで、市のほうには現在まだ届いておりません。

○議長（榊川 正男君） ほかに質疑はありませんか。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 職員の処分の関係での御質問がございましたが、その件につきましては、道路交通法上の処分等の結果がまだ出ていない状況でございますので、そちらをまず確認をさせていただいて、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（榊川 正男君） いいですか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三太郎君） 診断書は、当然コピーして市役所にとっていなきやなりませんよ。診断書は恐らく1週間程度だったと思いますよ、最初の診断書はですよ。お医者もそんなに大げさに書いてくれないからですよ。ところが、実際は21日間かかったということ、通院がですよ。だから40万。自動車よりも人間のほうが金額がかかっているわけですからね。診断書は保険屋が持って行って、そんなばかなことないですよ。診断書が一番大事なものですからね。車も同じ、やっぱり見積書が出ていると思いますよ。最初に見積もり、それから実際とどう違ったかという、そういう比較はしなきやなりませんものですからですよ。相手から修繕の見積もりが出た、その見積もりどおり出しているわけですか。内容等を検討しているかどうか。診断書も向こうの言うとおりの診断書も見えていないということでしょうからですよ、一体どれだけのけがを負わせたかということは、皆さん方にも責任があるわけですよ、上司として。それを放置しているというのは、全く事故に対する認識が欠けているわけですよ。診断書を保険屋からとってく

ださい、この診断書はですよ。

○議長（榎川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 診断書につきましては、保険屋のほうにあると思います。そちらのほうから取り寄せたいと思います。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） やりとりを聞いていまして、今の13番、三園議員からの診断書を確認せずに、事実上、これは市民の方ですからね、事故後のその辺の検証あたりというのを当然立ち会うべきだというふうに思います。問題点は幾つも今出てきました。結果は、その後の事故防止をどう図るかということは当然です。ただ、その辺の手続の問題が、まず気になるのがこの写真で見る限り、このフロント部分がバックと進行しよったからかなり衝撃があったと思うんですけど、写真で見る限りはそんなに大きな衝撃を受けているようには見えません。そして、課長の答弁では、打撲ということの表現でしたね。そして、診断書は見えていない。ということは、現認はされていない。多分むち打ちか何かあるのかなと思って、もう示談が成立しているということは、専決処分の日が4月17日ですし、21日間の通院で終わったということですね。あれだけの衝撃で、安全ベルトをしておるならば、そういう打撲というのは物理的にはどうかなという気がしてなりませんけれども、とにかく診断書も見えていない、現認もほとんどしていないということが今の話では当然推測されるわけですね。申し上げたいのは、保険で済むから保険屋任せという、市からは1円もお金を出さなくていいからというそういう実態が浮かび上がってくるわけですが、この事故というものをもう少し、市民に——こちらは10割の過失で相手に負傷をさせたわけですから、当然その当該相手方に対して謝罪も何らかあるべき。これが一般人なら保険屋任せでいいんですよ。ところが、法的な市の信頼の拠点が市民にこういう原因をもって10割の過失で事故を起こして負傷させた。保険屋に丸投げということはいきませんけれども、実態がそういうことなんだなという認識を持ちます。どなたかが即座に、課長でも相手方に状況を聞いて、やっぱりけがの状況、それから職員の言い分もありましょし、相手方の言い分も保険屋とは別に、それから警察の現場検証も含めてですね。当然そういう段階を経てあると思うんだけど、答弁を聞きよったら、非常に肝心かなめの部分があなた任せになっているという実態が浮かび上がっているというふうに思いますが、どうですか、まずその点をお聞きしたい。お願いします。

○議長（榎川 正男君） 市長公室長。

○市長公室長（石井 好貴君） 多くの議員から御指摘をいただいております。御指摘のとおりであると思っております。反省しております。保険に入っていようがまいが、相手方に損害を与えた。今回は特に人身ということで、物損でも迷惑をかけているんですけれども、当初ちょっと甘かったと思っております。この写真でありますように、物損で終わるのかなと正直言ってそう

いう判断をしておりました。誤りです、結果的に人身ということで。

今後は、そういった御指摘を踏まえて、適切な対応に努めてまいりたいと思います。申しわけありませんでした。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ぜひそういう対応でお願いしたいと思うんですが、重ねて申し上げておきます。こういう自身に及ぶ場合は特に、物損の場合については理解もできるんですよ。ただこれ人身、しかも過失が10割という、こっちのほうが一方的な原因者になっていますよね。もう一つは、課長の説明でいろいろ皆さんから御質問がありました。助手席にいらっしゃる。私は案外、過失ではあるけれども、ある意味では重過失になるような原因がそこにあると。結局、運転手だけが責任じゃなくて、助手席の任務というのがほとんどそこに義務づけられていないということもある。それは運転手がちょっと後ろを見れと、これは決まりなんだということを指示する義務はあるかもしれませんが、お二人ともそういう認識が働いていないというのが見てとれます。ですから、その辺をしっかりと今後の対策には、その辺の義務というものを、きちっと安全義務を課していくということを、ぜひ明確に職員全体にお伝えをいただきたいと思います。

それから、人身の場合は相手方にお見舞いというか、やっぱり過失が明確な場合は、結局行くとなると、何がしかお菓子箱とかそういうものも発生すると、ただ役所の場合はそういうことをしていいのかわかりませんが、そういう費用も出る可能性もあるというふうに思うんですよ、結果的には保険の中で何もかもしてしまっただけで、この事故のここだけを捉まえて、つかまえてどうこうということじゃなくて、やっぱりその辺の事故処理の危機意識と危機管理の問題がここの中に、今の発言を聞いていると、一番大事なところがありますからね。笑ったら失礼ですけど、その辺をきちっと対応をしてください。そういう含みの中で市長公室長の答弁だったというふうに思いますけど、まずはそういう事故が起こったなら担当課長なり、おらんなら係長が飛んでいって、その現場の事実を確認するという行動を起こさないと、保険屋任せじゃ私はいかんと思います。

最後に、その辺の今後に対する対応等を含めて再度、公室長なり、自動車学校の校長でありました今村副市長に答弁を求めます。

○議長（櫛川 正男君） 市長公室長。

○市長公室長（石井 好貴君） 重ねてで恐縮ですが、私のほうで答弁をさせていただきます。

安全管理の徹底、前回の議会でも道路管理等で賠償案件がございました。そういったものを含めて、都度の管理職会議では、情報共有をしてこういうことのないようにということで、交通事故等に限らず、いろんな安全管理、徹底はやっておるんですが、実際こういう事案が発生しておりますので、再度徹底してまいりたいと思います。御意見受けとめたいと思います。

以上です。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第48号については、委員会付託を省略したいと思います御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は承認することに決しました。

日程第10. 議案第52号

○議長（榎川 正男君） 日程第10、議案第52号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 福祉事務所長、梶原でございます。議案書の9ページ及び新旧対照表12ページをごらんください。

議案第52号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成29年6月9日。うきは市長高木典雄。

次の10ページをお願いいたします。

うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年うきは市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者

が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

このたびの改正につきましては、平成29年4月1日に施行されました特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令によるものであります。

自治体の事務負担の軽減を図るため、支給認定証の任意交付化を行うものです。

これまで、例年11月に保護者からの新年度の入所申し込みを受け付けまして、1月下旬に支給認定証と入所承諾書を発送しておりましたが、改正後は入所承諾書のみを発送することとなります。

なお、保護者から申請がありました場合のみ支給認定証を交付することが可能とされました。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 3点ほどお尋ねをいたしたいと思います。

まず、この改正、今、梶原所長のほうから説明がございました。それで、私たち議員が、まずは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項、これをネットで探すんですけども、出てきません。ですから、前年度の28年3月31日付の改正では1項のみで、この7条は1項のみで2項はありませんでしたから追加されているんだろうと思うんだけど、これはどこかで私たちにこういう改正がありましたということを伝えていただかないと、確認のしようがないとですよ。それは官報あたりをどンドン取ってから明確に調べりゃいいんですけど、こういう条文の追加がありましたとかというのを、情報提供をぜひお願いしたいと思います。探しても、内閣府のあれもこの規則を探したけど、この第7条の2というのが出てこんですよ、探し方が悪いんだと思います。だから、その辺の情報提供をしていただければ、これはいわゆる国の法律を受けてのあれだから、何も質問する必要ないんですよ。ところが、一つ一つやっぱり確認しないと、議員ですから。どげん探しても出てこんですよ、まだネットに載っていないんだと思います、ことしの3月31日分ですからね。だから、なおかつその辺の配慮をお願いしたいと思います。

もう一つ、情報提供のことで言っておきますが、これは総務課長のほうになるのかな。うきは市のホームページの例規の項目がありますね。あれをネットで開きよると、50音別とか所管ごとの区分がありますよね。所管ごとの区分のところを開くと、その所管課が以前のままですよ。例えば、住環境建設課があるかと思うたらあそこは建設課。ブランド推進課はありません。市民協働推進課もありません。あれは、機構改革が終わったならちゃんと整備すべきものじゃないん

ですかね。全く昔のままです、合併当時のままかどうか知りませんが。ああいう配慮が何でできないのかなという気が、開きながら思いましたので、公の場で申し上げておきたいと思いますので、早速これは現況に合わせてやってください。でないとちょっと困ります。そのネットの関係はそれで終わります。答弁をいただきたいのですが。

それから、これはあくまでも所長が答弁なさったように、事務負担の軽減が目的ですね。約250件ぐらい例年あったということでメモしておりましたが、そうなった場合に、第8条中、「場合は」の次に「、必要に応じて」というのが加えられます、挿入されます。この必要に応じてというのはどういうことなのかを、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） まず、ただいま御指摘いただきました法改正の通知等につきましては、今後きちんとお伝えしていかせていただきたいと思っております。

2点目ですね。必要に応じてということですが、当初これまでは、支給認定証につきましては、先ほど申し上げましたように発送をしておりましたが、今後これにつきまして、保護者の側から支給認定証の交付をしていただきたいという申し出があるのかという点については、私どものほうからは、ゼロということはないと思いますが、非常に少ないものだと思います。そういうこともありまして、今回の法改正につながったものだと認識しております。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） じょうれいくんの関係でございます。申しわけございませんでした。確認をして、すぐに対応したいと思っております。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三太郎君） 7番からも質問がありましたが、ここに子ども・子育て支援法の施行規則第7条第2項と決められてありますから、通知については様式が定めてあるかどうかということをお尋ねしたい。通知書の様式ですよ、通知書の様式。第7条第2項に規定しているんですから、恐らく様式が定めてあるんじゃないかと思っておりますので、よろしかったら、その様式が入りましたら、議員のほうにも配付をお願いしたいと思っております。

○議長（榎川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 配付のほうはさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は可決することに決しました。

日程第11. 陳情の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第11、陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をします。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

連絡します。あした6月10日、次の6月11日までは休会とし、6月12日、本会議を開き一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時29分散会
